

記入要領

共済貯金新規積立申込書

		共済組合貯金規程を承知のうえ下記のとおり申し込みます。	
理事長様		申込日	年 月 日
申 所 属 所 名	証号		
自筆にて記入ください。	右詰めで記入		
者 組 合 員 氏 名	自署してください		
申 積 立 方 法	<input type="checkbox"/> する → <input type="checkbox"/> しない 定時積立	毎月一定額を積立します。 1,000円単位。 ・積立限度額 5万円まで	
	<input type="checkbox"/> する → <input type="checkbox"/> しない 賞与積立	6月・12月は同額になります。 1,000円単位。 ・積立限度額 20万円まで	
該当する内容に✓をいれてください。		次回以降の手続きに、使用する届出印となります。押印ください。	
マル優制度の適用について		<input type="checkbox"/> 適用を希望する → 非課税限度額 [] 万円 (障害者等が適用対象ですが、希望される場合は「非課税貯蓄申告書」を添付してください。)	
容	届出印の登録	次回以降の手続きにはこの [] 用欄	

組合員証の記号は所属所番号、番号は共済組合で管理している職員番号です。

貯金の諸手続きをする場合は、必ず所属所の受付印が必要です。共済事務担当課に提出してください。

自筆にて記入ください。

自署してください

該当する内容に✓をいれてください。

毎月一定額を積立します。1,000円単位。・積立限度額 5万円まで

6月・12月は同額になります。1,000円単位。・積立限度額 20万円まで

次回以降の手続きに、使用する届出印となります。押印ください。

小額貯蓄の利子等の非課税について
 身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族年金等を受けている方(妻又は母)等を適用対象者として元本等が350万円までの利子について非課税とされる制度です。
 非課税限度額 **350万円**

- 【注意】
- 1 共済貯金の払戻しは「共済貯金払戻請求書」を使用してください。
 - 2 共済貯金を開始後、積立貯金の内容(積立方法、マル優制度)が変更される場合は、「共済貯金変更申込書」を提出してください。
 - 3 共済貯金の解約には「共済貯金解約届書」を使用してください。